

令和5年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年8月1日（火）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、柴田、高塚、元木
労働者代表委員 立石、土田、中村、廣瀬、三屋
使用者代表委員 井出、窪田、渡部

- 議 題
- (1) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか2特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について
 - (3) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、奥田委員と棚次委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として2名の方が傍聴されております。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書(写)」

資料 No. 2 「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」

でございます。不足等はありませんか。

議事に入ります前に、中央最低賃金審議会の戎野 淑子会長代理からのビデオメッセージが届いておりますので、これから放映いたします。ご視聴のほどよろしく申し上げます。

【ビデオメッセージを放映】

令和 5 年 7 月 28 日令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和 5 年 4 月 6 日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和 5 年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達され

るよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思えます。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思えます。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準

となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相

対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましても、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましても、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助

金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の

委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題1の「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」です。

資料等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料 No. 1 の3つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

今回の申し出は、3業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

今年度、香川県内の4つの特定最低賃金について申し出がありましたが、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金につきましては、最低賃金の適用を受ける労働者の合意が概ね3分の1以上という申出要件を満たしておりませんでした。

よって、改正決定の必要性の有無の諮問には上がっておりませんことをご報告いたします。

それでは、3つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の

諮問文をお渡しします。

(局長から、諮問文を会長へ手交)

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(各委員へ諮問文(写)を配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金係長

各諮問文の別添の申出書は、配付資料と同じですので省略しております。

それでは読み上げます。

まず、機械です。

香労発基 0801 第 1 号

令和 5 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 5 年 7 月 5 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)の改正決定に関する申出があったので、

同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続いて船舶です。

香労発基 0801 第 2 号

令和 5 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 11 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 中塚隆明、J A M マキタ労働組合執行委員長 朝國智之 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

最後に電気です。

香労発基 0801 第 3 号

令和 5 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 10 日付けをもって申出者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東四国地方協議会香川地域協議会議長 門裕介 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があっ

たので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、この 3 つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることにいたします。

この審議につきましては、本年度の第 1 回本審で確認いただきました「最低賃金の審議の進め方等について」の 3 の (1) によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いいたします。

以上のことについて、ご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題 (2) の「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それでは9ページの資料 No. 2 の答申文書をご覧ください。

7月28日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたので、ポイントについてご説明いたします。

まず、答申内容ですが、記の下となります。

記の1、令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

記の2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員見解(別紙1)及び目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示する。

記の3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する。

記の4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上をはかるとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

特に、業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

記の5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に

取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

記の 6、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

記の 7、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和 3 年 12 月）・「改正振興基準」（令和 4 年 7 月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっております。

次に、目安額ですが、別紙 1 の 1 にあるとおり、目安に関する小委員会において、7 月 28 日に、今年度の引上げの目安額は、A ラ

ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円という結果で取りまとめられました。香川は B ランクということで、40 円でございます。

次に、公労使の見解でございますが、公益委員見解につきましては、先ほど戎野会長代理のビデオメッセージの中で説明がございましたので、公益委員見解は重複いたしますので説明を省略させていただきます。

31 ページの別紙 2 の 2 「労働者側見解」をご覧ください。

労働者側の見解としては、

最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べるとともに、最低賃金法第 1 条の目的を再認識した議論を行うべきである。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要がある。

現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であり、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきである。

2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えており、生活必需品等の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならない。

労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきである。

人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務である。就業調整問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要である。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきである。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきである。

とのご主張でした。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた別紙1の公益委員見解については、不満の意を表明されました。

次に、32ページ別紙2の3「使用者側見解」をご覧ください。

使用者側の見解としては、

中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感では中規模事業者と比べて回復が遅れている。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを

受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識である。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきである。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念がある。

いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じている。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要である。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識している。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠である。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4

表」の賃金上昇率の結果を最も重視する。

その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたい。

とのご主張でした。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた別紙1の公益委員見解については、不満の意を表明されました。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、次に、議題(3)の「その他」に入ります。

実地視察の日程について事務局より説明をお願いします。

○室長

日程調整を行っておりました実地視察の日程についてですが、委

員の皆様のご都合を確認したところ、9月12日（火）の午後が最も多く出席できることとなることから、視察先の企業様のご都合を確認したところ、9月12日（火）の午後の実施で内諾が得られました。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、実地視察の日程について、令和5年9月12日（火）の午後に実施するという事で決定したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

ご賛同いただきましたので、実地視察は令和5年9月12日（火）の午後に実施するという事で決定します。

その他、各委員の方で何かございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

事務局からその他何かございますか。

○賃金室長

次回の第4回本審につきましては、8月7日（月）の15時15分からこの702会議室で開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

それでは、本日、第3回本審が開催されましたので、明日の予備日の開催はありません。

それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――